

みやせんだより

備品点検 特集号

備品は呉市物品会計規則によると、毎年1回以上使用状況等の検査をしなければならないことになっています。今年度も備品点検を実施しますのでご協力ください。

○ 呉市物品会計規則

(保管責任)

第29条 会計管理者、物品出納員及び物品分任出納員は、所属に属する物品(職員の使用中の物品を除く。)について保管責任を負わなければならない。

(物品管理者の検査)

第31条 物品管理者は、毎年1回以上所属職員の物品の使用状況並びに物品出納員及び物品分任出納員の事務処理について、次に掲げる検査をしなければならない。

※ 小中学校では、物品管理者…学校長
物品出納員…教頭(教頭を置かない小学校においては、市長の命ずる職員)



☆備品整理点検の手順(参考までに)



- 1 カード枚数と備品カードを確認してください。(カード枚数が書いてある紙片はすてないでください) 違っていたら事務まで連絡を!

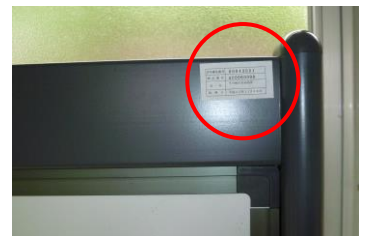
※ カードはなくさないように十分気をつけてください!



- 2 カードと現品を照合してください。
管理備品には四角シール、教材備品には丸シール、理振の備品には三角シールが貼ってあります。

品名	その他の告知用具 案内板		中	小	品名番付	整理番号	備品カード
互換品番	内	規格、型式、製造社	0063		100000000	100000000	
単価	内	案内板					
数量	台	ホワイトボード プラス					
数量	1	台	さんし				
年月日	22-11-30	1	呉市立●●小学校				

照合



呉市備品番号	00043551
物品番号	A00060099
品名	その他の告知用具
取得日	平成22年11月30日

【管理備品シール】

- 管理備品には1つ1つの備品に整理番号がついたシールが貼ってあります。
原則備品の右側にシールが貼ってあると思いますので、参考にしてください。貼付できない備品については、備品カードの裏に貼ってあり、写真がカードに貼付されています。
- 備品に付属品がある場合は付属品も一緒に点検してください。



【理振備品シール】



【教材備品シール】